

# 男鹿市子育て世帯等住まいづくり支援補助金

新築住宅取得助成

# 定額 100万円！！

## － 男鹿市子育て世帯等住まいづくり応援事業 －

男鹿市は、子育て世帯・若者夫婦世帯の住まいづくりを応援します！！

以下のすべてに該当する方が対象となります

### 補助対象者

以下の1～4すべてに該当する方

1. 本市に住民登録があり、1年以上継続して居住していること
2. 本市に定住する意思があること
3. 夫婦のいずれも40歳未満の世帯または18歳以下の子を養育していること(出産予定含む)
4. 世帯全員に、市税等の滞納がないこと



### 対象住宅

新築住宅で1～4すべてに該当する方

1. 居住用(居室、浴室及び便所有)に建設された住宅
2. 販売目的に建設された住宅は、人の住んだことのない住宅(建売住宅)
3. 令和8年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約が結ばれた市内にある住宅で、所有権保存又は移転登記が完了されたもの
4. 併用住宅の場合は上記に加え、延床面積の2分の1以上に相当する部分を自己の居住の用に供していること

#### 【申し込み/問い合わせ】

男鹿市市民福祉部子育て健康課 子育て支援班  
〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1  
TEL : 0185-24-9147 FAX : 0185-24-3333  
MAIL : kodomo@city.oga.akita.jp

詳細はHPへ！



## 申請手続き

工事請負契約の締結後、建設工事の着手前に申請してください。

※住宅の建設工事が複数年度に亘る場合は、工事着工前に実施計画書を提出し、完成年度に申請書を提出していただきます。

〔申請書類〕 ※以下の書類を子育て健康課までご提出ください。

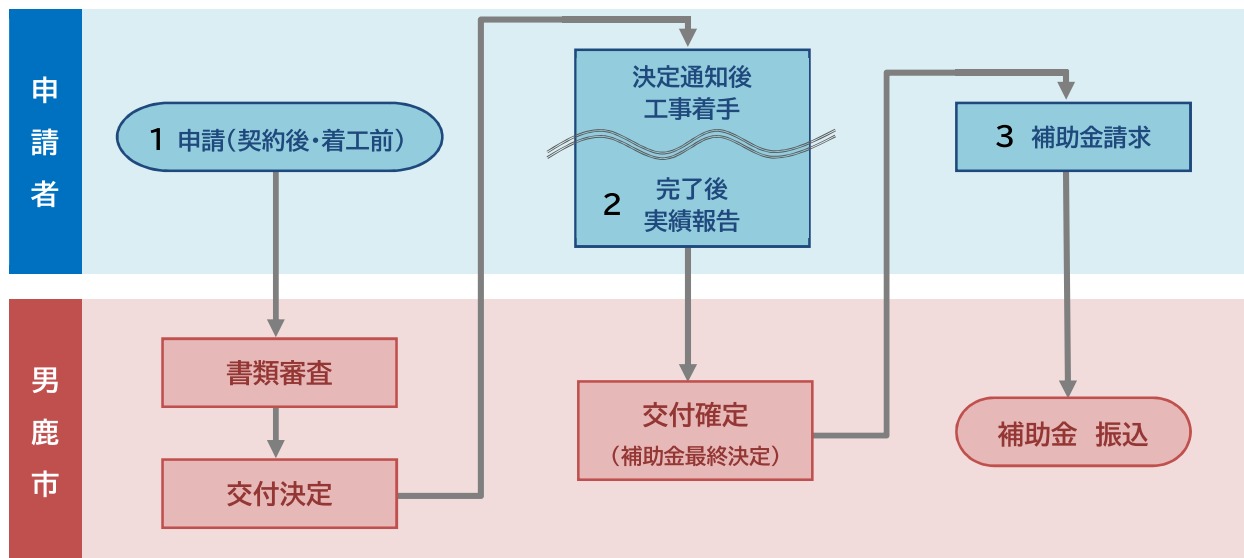
### ○ 男鹿市子育て世帯等住まいづくり応援事業補助金交付申請書

( 添付書類 )

- ・ 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・ 工事概要が分かる図(案内図、配置図、平面図等)※新築住宅の建設の場合のみ添付が必要です。
- ・ 世帯全員の住民票(世帯主との続柄を省略しないもの)
- ・ 世帯全員の市税等の滞納がないことを証する書類
- ・ 母子手帳の写し※妊婦がいる場合のみ
- ・ その他市長が必要と認める書類



## 申請フロー



## 留意事項

- ・ 助成を受ける場合、当該事業に係るアンケート調査にご協力をいただきます。
- ・ 住宅取得後5年以内に対象住宅を譲渡等した場合は、補助金(年割額)を返還していただきます。
- ・ 本補助金の交付を受けた場合は確定申告が必要となります。
- ・ 建設工事が複数年に亘る場合、事前に実施計画書の承認を受けたとしても補助金を担保するものではありません。